

## 堺市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の初任給調整手当に関する規則（平成18年規則第90号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第15条」を「第15条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第15条第1項第2号に規定する規則で定める職は、条例別表第1に定める行政職給料表の適用を受ける職員でその職種が獣医師であるものの職とする。

第3条第1項第1号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「以下」を「別表第1において」に、「別表第1」を「同表」に改め、同項第2号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前条第2項に規定する職 獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条に規定する獣医師の免許を有している期間（獣医師の免許を受けた日からその日の属する年度の末日までの期間については、1年とする。）の区分（別表第3において「期間の区分」という。）に応じて同表に定める額

別表第1を次のように改める。

（次のよう 別記）

別表第2の次に次の1表を加える。

（次の1表 別記）

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

(単位 円)

期間の区分	月額
1年以上2年未満	309,200
2年以上3年未満	309,200
3年以上4年未満	309,200
4年以上5年未満	309,200
5年以上6年未満	309,200
6年以上7年未満	309,200
7年以上8年未満	309,200
8年以上9年未満	309,200
9年以上10年未満	309,200
10年以上11年未満	309,200
11年以上12年未満	309,200
12年以上13年未満	309,200
13年以上14年未満	309,200
14年以上15年未満	309,200
15年以上16年未満	309,200
16年以上17年未満	309,200
17年以上18年未満	309,200
18年以上19年未満	309,200
19年以上20年未満	309,200
20年以上21年未満	309,200
21年以上22年未満	305,900
22年以上23年未満	302,600
23年以上24年未満	299,300
24年以上25年未満	296,000
25年以上26年未満	292,700

26年以上27年未滿	279,700
27年以上28年未滿	265,700
28年以上29年未滿	252,200
29年以上30年未滿	238,300
30年以上31年未滿	224,600
31年以上32年未滿	207,000
32年以上33年未滿	189,900
33年以上34年未滿	172,600
34年以上35年未滿	155,000
35年以上36年未滿	137,000
36年以上37年未滿	118,700
37年以上38年未滿	100,800
38年以上39年未滿	76,200
39年以上	51,900

別表第3 (第3条関係)

(単位 円)

期間の区分	月額
1年以上2年未満	35,000
2年以上3年未満	33,000
3年以上4年未満	31,000
4年以上5年未満	29,000
5年以上6年未満	27,000
6年以上7年未満	25,000
7年以上8年未満	23,000
8年以上9年未満	21,000
9年以上10年未満	19,000
10年以上11年未満	17,000
11年以上12年未満	14,000
12年以上13年未満	11,000
13年以上14年未満	8,000
14年以上15年未満	5,000
15年以上16年未満	2,000